

年 月 日

大田区立大森第七中学校長 様

〒
住 所 _____
請求者(保護者)^{フリガナ}氏名 _____ 印
生 徒 ^{フリ}氏 ^{ガナ}名 _____ 年 組 _____

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)交付請求書

下記のとおり、学割証の交付を請求します。

記

1. 生徒の身分証明書番号 第_____号 (生徒手帳の番号)
2. 生徒の生年月日 _____年_____月_____日 (_____才)
3. 旅行の理由 (○を付ける)
旅行の理由は、必ず裏面 1. (1)~(7)をご確認ください。
生徒の家族旅行の随伴 ・ 生徒の傷病の治療等 ・
生徒の受験等 ・ その他 (_____)
4. 旅行の期間 _____月_____日 ~ _____月_____日 (_____日間)
5. 乗車船区間 _____駅から_____駅まで (_____経由)
6. 必要枚数 **1 枚の学割証で、片道切符を 2 枚購入できます。裏面 4. 参照。**
1 枚 ・ 2 枚 (どちらかに○を付ける)

- ※ 学割証は、旅客鉄道株式会社（J R 各社）線の乗車船区間が片道 100 k m を超える場合に使用できます。（運賃が 2 割引になります）。
- ※ 学割証は、特定の乗車券を購入する際に使用できます（通学定期券は購入できません）。
- ※ 学割証は、請求があっても旅行の理由によっては発行できない場合があります。また、乗車船区間によっては枚数を減らして発行する場合があります。ご了承ください。
- ※ 学割証は、交付までに、閉校日を除く 3 日程度を要しますので、ご了承ください。

事務処理欄

(契印)

(契印)

担任承認印	発行番号	
	No.	No.
	発行年月日 年 月 日	

作成者印
2026. 6

〜〜学割証のご請求にあたり、ご参考ください〜〜

(令和8年3月14日〜)

1. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行が可能な旅行の目的

学割証は、学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

学割は、**J R各社が、教育振興を目的に運賃を割り引く**ものです。詳細はJ R各社へおたずねください。学校では、お子さんの在籍の証明のみを行います。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

最も多い理由は(7)です。

(1)は『生徒の帰省』ですので、義務教育ではほとんど該当しません。

2. 学割証の対象の鉄道会社等

学割証は、旅客鉄道株式会社（J R各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（J R各社）のみが対象です。

3. 卒業生に対する学割証の発行

学生・生徒の在籍期間の使用に対して発行できます。ただし、この場合には有効期限は3か月ではなく、在籍期間の終期までになります。

在籍期間は、入学年度の初日（4月1日）～卒業年度の末日（3月31日）です。

ただし、学割証の発行は、入学が確定してからとなります。

4. 往復して旅行する場合の学割証の必要枚数

令和8年3月14日から往復乗車券・連続乗車券の発売は中止になりました。

学割証1枚で片道乗車券を2枚購入できます。

■乗車券の有効期限（単位＝営業キロ）

200 キロまで：2 日	400 キロまで：3 日	600 キロまで：4 日
800 キロまで：5 日	1000 キロまで：6 日	以上 200 キロごと：+1 日

※学割制度、きっぷ等の有効期限や乗車券等の詳細については、旅客鉄道株式会社（J R各社）のホームページをご覧になるか、J R各社、みどりの窓口等へお問い合わせください。